高岡市勤労者余暇活用センターの指定管理候補者の選定結果について

令和８年 11 月２日（月）に開催された高岡市産業振興部指定管理者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補者を選定しました。

１　選定結果

(1)　施設名　　高岡市勤労者余暇活用センター

(2)　施設の所在地　　高岡市城光寺 25 番７号

(3)　指定期間　　令和９年４月１日から令和 14 年３月３１日まで（５年間）

(4)　指定管理候補者　公益財団法人高岡市勤労者福祉サービスセンター

２　指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1)　開催日時　　令和８年 11 月２日（月）

(2)　申請団体　　公益財団法人高岡市勤労者福祉サービスセンター（１団体）

(3)　審査方法及び審査基準

指定管理候補者選定委員会において書面審査により行った。審査にあたっては、次の審査基準に基づき採点し、最高得点の申請団体を選定委員会の選定意見とし、最終的に市において指定管理候補者を選定した。

	審　査　基　準
1	市民の平等な利用が確保されること。 （手続条例第４条第１号）
2	公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。 （手続条例第４条第２号）
3	公の施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な財産的基礎、人的構成を有すること。 （手続条例第４条第３号）

(4)　採点結果

	審査基準	候補者	配点
1	市民の平等な利用が確保されること。	8.29	10
2	公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。	41.0	60
3	公の施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な財産的基礎、人的構成を有すること。	23.71	30
合　計		73.0	100

※ 点数＝採点した委員全員の平均点

(5)　選定理由

申請団体が１団体で、採点の結果が最低基準点（配点の６割）を超えるため。